ひるまずに憲法改正を言え!

平成 28 年 9 月 28 日 公益財団法人 国家基本問題研究所 月例研究会 東京・内幸町 イイノホール

櫻井 今、日本は非常に大きな曲がり角に立っています。この角を上手に曲がって、新しい地平に立つことによって、私たちは日本の本当の力を取り戻すことができる。また、そうしなければならないと、私は考えています。そのために、今こそ憲法改正をしっかりと考える時期だろうと思います。

今日のタイトルは、「ひるまずに憲法改正を言え!」と、率直なところを出させていただきました。このようなタイトルで思い切った発言ができますのも、皆さん方が常日頃、国家基本問題研究所のことを思い、日本国のことを思い、会員として私たちを支持してくださるからです。改めてここで心からお礼申し上げます。

今日の論者をご紹介いたします。前文部科学大臣・下村博文さんです。下村さんはご承知のとおり、自民党の中の知性であり、良心であり、そしてファイティングスピリットであります。

次に中央大学名誉教授の長尾一紘先生です。長尾先生は憲法学者の中でもはっきりとご 自分の考え方をお出しになります。私はいつも長尾先生の書いたものを読んで、納得した り、すっきりしたりします。今日もきちんと論点整理をなさった、歯切れのよい論説が聴 けると思います。

そして、産経新聞論説委員の榊原智さんです。産経新聞には強者が多いのですが、榊原さんはその中でも、鋭く切り込んだ憲法問題、法律問題、日本の在り方などについて論説を書かれてきました。

自民党などの改憲勢力が三分の二を参議院で確保し、衆議院でも持っている。こんなことは戦後初めてのことです。この国民の意志は何を意味しているのか。戦後日本は、もちろん良い国であり、みんな一生懸命に頑張ってきました。しかし、国家としては基本的に大きな欠陥を抱えています。その欠陥にこれ以上、目をつぶっていることは、難しいのではないか。私たちが生活している現在の日本の社会のことだけを考えるのではなく、五年後、十年後、二十年後、三十年後、次の世代のことを考えるとき、やはり国の形をしっかり、まず普通の国の形に整えていき、そして、日本国の国柄というものもしっかりと維持していけるような形にしておかなければならないと思います。そのためには、やはり今、憲法改正が必要だということになります。

まず、下村さんからお願いいたします。

下村 九月十六日、私は自民党東京都連の会長になりました。「火中の栗を拾う」というか、

どちらサイドからも厳しく指摘されている厳しい立場であります。われわれは都知事選挙で、増田寛也さんを応援しました。しかし、結果として小池新都知事が誕生したわけですから、都民の審判は謙虚に受け止めていきます。小池都知事は就任早々、築地・豊洲移転の問題、二〇二〇年オリンピック・パラリンピックに向けた費用の見直しなどを行っている中で、「都民ファースト」と言っています。都民目線で見たとき、むろん、われわれから見ても、豊洲に市場が移るわけですから、食の安全・安心が確保されなければならないのは当然だと思います。また、情報公開されなければならないのも当然だと思います。

スピード感を持った支援、応援はしっかりとしていきます。自民党東京都連、ここはブラックボックスとか、ボスが支配しているとか言われていましたが、その新会長になったわけですから、マイナスイメージを払拭するような運営を進めていきます。

オリンピック・パラリンピックに向けても、施設を造ったのはいいが、オリンピック後、 ずっと赤字を垂れ流すような状況になってはならないわけです。こうしたコスト感覚も含 めた協力はしっかりやっていって、都民の皆さんから見て、小池都知事とともに都民の発 展のために、本当によくやっていると思っていただけるようなことをしていきます。

一方で、小池新都知事もすべてパーフェクトにできるわけではないでしょうから、是々非々で正すものは正す。少なくとも足は絶対に引っ張らないでやっていきたいと思います。 その前に、参議院選挙がありました。野党は改憲勢力三分の二を阻止するということが 選挙のキャッチフレーズであり、最大の争点だったにもかかわらず、見識ある国民の皆さ んのお陰で、われわれは三分の二を確保することができました。

一昨日(九月二十六日)から臨時国会が始まりましたが、衆議院と参議院で三分の二を確保できたわけですから、正々堂々と、憲法議論をスタートさせていくのは、当然のことだと思います。自民党も新たな体制の中、衆議院憲法審査会の会長(森英介元法務大臣)と党における憲法改正推進本部長(保岡興治元法務大臣)を決めて、加速度をつけました。まずは、改正の発議ができるような条件整備を進めていきたいと思っています。

今日も国会の憲法議論の中で、野党が自民党草案をベースにするのはけしからんという話がありました。もちろん、この草案は自民党が、野党のときにつくった草案ですから、ややエッジが利いているところはあるかもしれません。しかし、他党に言われて、これを差し戻すとかいうことはまったく考えていません。ただ、今回の憲法改正というのは、自民党草案そのものが憲法の土俵に乗るわけではなく、それぞれのテーマ、項目ごとに発議をするということになっています。日本国憲法が公布されてから七十年経った現在、どこを改正、修正あるいは加憲するのかという視点の中で、やっぱりこれは必要だという部分を詰めていき、国会で三分の二の賛成を得て、発議ができれば、その後は、国民投票の過半数によって憲法改正ができるということになります。

ですから、政府が提案するわけではありません。もちろん、自民党が第一党であるわけですから、リーダーシップを取っていきます。そして、われわれとしては、これまでも憲 法調査会、そして今年の前半は途中でほとんど頓挫してしまいましたが、衆議院、参議院 それぞれの憲法審査会をスタートする中で、まず、何を発議していくべきかという具体的なことについて、できるだけ早くまとめてもらいたいと思っています。

問題提起として、いくつか申し上げたいと思います。

一つは、憲法を制定した時点と今とでは、国際情勢がまったく違うということです。

前文に〈平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した〉という美しい文章があります。しかし、残念ながら国際情勢は当時から比べても厳しくなっていて、北朝鮮は五回の核実験をしています。今、ミサイルが日本に向けて発射されれば、七分後には本土に到達するという危機的な状況にあるわけです。さらに、中国の南シナ海における覇権主義的な行動を考えれば、わが国の接する東シナ海、とくに尖閣諸島には、いつどんな形でどう来るかわかりません。そうした中で、この前文をそのまま放っておくということは、国が、国会が、国民の生命、財産、それから領土、領海をしっかり守っていないということになるのではないか。そういう意味でも、国会が発議をして、国民の皆さんに問う。前文に書かれた理想は理想かもしれません。しかし、現実社会はもっと厳しい状況にあるわけですから、これに沿って前文をどう変えていくかと考えることが、一つの問題提起だと思います。

もちろん、最も注目されるのは、憲法九条だと思います。憲法九条の第一項に、〈日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争解決の手段としては、永久にこれを放棄する〉とあります。われわれ自民党も憲法の三原則、平和主義・国民主権・基本的人権はきちっと守るべきだ、大切にすべきだと思います。ですから、一項はこのまま変える必要はないと思います。

しかし、二項の〈前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない〉という部分はどうでしょうか。

自衛隊が存在することによって、東日本大震災のときも、熊本地震のときも、本当に献身的な努力をして、国民の命、財産を守ってくれました。さらに、今も中国の公船が日本領海を侵犯するという、あるいはロシアもそうですが、周辺諸国の緊張関係があるという中、国民には見えないところで、自衛隊の皆さんが日本を守ってくれているわけです。そういう自衛隊の位置づけが、憲法の中にはっきりと書かれていません。九条の第二項について、自衛隊を正しく明文化して、憲法の中で位置づけるべきだと思います。

昨日、国会で安倍総理の所信表明演説がありました。その中で、「警察、消防はじめ自衛隊の諸君が昼夜を徹して、私たちの命と財産を守ってくれています。この自衛隊などの皆さんに感謝しようではありませんか」と言ったとき、自民党の国会議員だけでしたが、国会で初めてスタンディングオベーションが起こりました。野党からは「けしからん」という抗議がありましたが、別に執行部が指示したわけでもなく、国会議員が総理の演説に感動して、自然に起きたことです。自然に起きたことに対して、野党が抗議するというのも実に度量が狭いと思いました。われわれは素直に自衛隊の皆さんに対する敬意を持ってい

るということだと思います。

ここからは、私の個人的な見解になりますが、危惧するのは、イギリスのEUからの離脱です。時の政権は離脱の賛否を問えば、国民はたぶん「NOだろう」と判断して、国民投票にかけたと思います。国民投票には、こういうリスクがあります。長い目で見たときに、日本にとってもEUがバラバラになるということは、国際社会における不安定要因をつくることです。また、日本はEUの中で、とくにイギリスを拠点として、企業がいろいろ入っていますので、イギリスのEU離脱によるマイナス要因は、今後大きく出てくる可能性があると思います。離脱は、イギリス政府の望むところではなかったわけですから、こういうリスク要因があるということです。

同じように、憲法九条二項の改正あるいは前文の改正にしても、そもそも国会で三分の 二の議員が改正に賛成してくれるかどうかと言えば、今の状況ではなかなか厳しい部分が あります。それから、国民投票で過半数を得られるかどうか。イギリスも、EU残留が間 違いなく承認されるだろうと思ったのが、メディアなどのマイナスキャンペーンによって 結果的にはひっくり返ってしまった。憲法改正もそういうリスク要因があります。

日本国憲法はガチガチの硬性憲法ではありません。ですから、三分の二を衆参で取った ことをきっかけに、これから憲法の議論を加速していく必要があると思います。

国民の生活を守るために憲法があるわけですから、時代の変化に応じて憲法を改正、修正する。それが民主主義国家として、当たり前の姿だと思います。諸外国を見渡しても、どこの国でも、もう二十回も三十回も、多いところは六十回も憲法改正をしています。

ですから、七十年間、一度も憲法改正しない、逆に言えば、改正されない日本国憲法が今や最も古い憲法になっているわけです。これでは成熟した民主主義国家と言えません。

誰が見ても、こう解釈をするという点では、解釈憲法には限度があります。野党が、安 倍政権は立憲主義を逸脱していると批判しています。しかし、逆に言えば、憲法を改正す ることがより立憲主義にかなう。つまり、解釈が人によって異なるということではなく、 誰が読んでも、同様の解釈ができるという意味で、時代の変化に応じて憲法を改正すると いうのは当然のことだと思います。

ですから、今回、発議によって憲法改正できたとしても、以後二十年、三十年は憲法改正しなくていいということではありません。常に時代の変化に応じて憲法改正ができるようなきっかけをつくるという意味では、イデオロギー的なことよりは、九割の国民が見ても当然だと思うような部分、国会でも三分の二ぎりぎりではなく、国会議員の九割方が考えても当然だというところから着手すべきです。その項目はたくさんあるのではないかと、思っています。

その中の一つが、緊急事態条項です。これは、すでに国会における衆参憲法審査会でも 議論されていました。共産党は反対ですが、他のすべての党は、緊急事態条項を新たに入 れてもいいのではないかという考えを持っていました。まだ、論点整理まで行っていない 部分はありますが、東日本大震災のときに遅れた対応のあった中で、そういう議論がすで に国会でされています。

今日、日本維新の会が憲法改正提案を三つしていました。その中で、教育の無償化を憲法改正の議論に出してきました。われわれは憲法を改正しなくても、とくに私は文科大臣の経験もありますので、幼児教育から大学教育まで、教育の無償化はぜひ進めていくべきだと思っています。憲法改正ができれば、それに越したことないとも思いますが、その前の段階として、たとえば、「憲法八九条に則れば、私学助成金は憲法違反だ」と言っている向きもあります。しかし、実際に大学で言えば、もう七割は私学の学生ですから、憲法違反にはなっていないかもしれませんが、国立大学の一校当たりの税金投入額は、私立大学のそれの四十倍となっています。やっぱり、そういう部分に引っかかりがあります。ですから、私学助成が誰から見ても、憲法違反にならないようにするということも考えられるのではないか。

また、先の参議院選挙で、合区問題がありました。鳥取・島根、徳島・高知です。今後、人口による格差是正のため、選挙のたびに地方の県の合区がどんどん増えていきます。そうすると、その地域の代弁者がいなくなってしまいます。ですから、衆議院は人口比例でいいと思いますが、参議院は、アメリカの上院と同じように、その州の代表者、日本で言えば、都道府県の代表者を置く。つまり、人口比ではなく地域代表。これは憲法改正しなければできないことです。そういう意味での地方自治と併せた憲法改正があるのではないかと思います。

あるいは、七十年前には考える必要がなかった環境問題。今では環境権という考え方もあると思います。そのようなことを含めて、まずは大方の国民の皆さんから見ても、まとまるというところから、できるだけ早く国会の憲法審査会で発議され、できるだけ早く国民投票ができるような環境をつくっていく。そして、日本においても憲法改正ができるのだという自信と誇りを日本人が持ってもらうような状況をつくることが、一番大切ではないかと思います。

櫻井 非常に示唆に富んだお話であったと思います。では次に長尾先生、よろしくお願い します。

長尾 憲法改正に対する国民の関心が高まりつつあります。かつては、「憲法改正」を主張するだけでも、「保守反動」などとのレッテルを貼られることもありました。ここ数年の世論調査において、憲法改正への国民の関心は、次第に高まりつつあるように思われます。そこで、つぎのような疑問が生じてきます。

- ①憲法改正へのこのような関心の高まりは何によって生じたのか。
- ②改憲派と護憲派の重要な関心事は日本の安全保障政策のいかんにあるが、この点についての両者の基本的な相違点は何か。

まず、①の問題をみることにしましょう。憲法改正をめぐる議論において、中心となっているのが安全保障の問題です。それでは安全保障への関心の高まりは何に起因するのか。 結論を先にいえば、尖閣をめぐる危機の先鋭化にあります。この数年、この危機は格段に エスカレートしつつあります。外交上の危機から軍事上の危機へと変化しつつあるとみて よいと思われます。中国の指導部はまた、日本の沖縄領有についても問題がある旨を述べ るようになりました。

今日本は、危機の中にあります。歴史上、大陸に巨大な軍事国家が出現したとき、日本 は常に存亡の危機に立たされてきました。元寇、ロシアの南下がそれです。

元寇に対しては、文字どおり君民一体となって二度の攻撃を跳ね返しました。当時、元は世界最大、最強の軍事国家でしたが、東海の小国であった日本がこれを撃退したのです。ロシアの東進は幕末においてすでに知られており、いずれその矛先が日本に向かうことは予想されていました。明治維新を断行し、近代国家の形成に至ったのは、このロシアの侵略に対抗するためでもあったように思われます。

当時のロシアは、世界第一の陸軍、世界第二の海軍を擁していました。日本は、奉天においてこの陸軍を破り、日本海においてこの海軍を殲滅しました。

日本がこの戦争に敗れていれば、おそらく日本語も、寺社仏閣もなくなっていたと思われます。日本文化そのものがなくなっていたでしょう。日露戦争は、朝鮮、中国をも救いました。ロシアにおいて、朝鮮、満州をロシア本領に収め、日本、北支(中国北部)を植民地にすることは既定の方針だったのです。

近時における中国の軍事大国化、拡張政策は、日本にとって第三の国難です。この度の 国難が、元やロシアによってもたらされたものとは比較にならないほど厳しいものである ことに留意する必要があります。尖閣諸島に対して中国が領有権を強く主張するようにな ったのは、一九六八年、国連の調査によってその海底に石油などの地下資源が豊富にある ことが明らかになったのちのことです。日本の論者において、これを重視して尖閣問題の 本質を海底資源の問題とみる主張がなされています。

しかし、アメリカの識者において、これとは別な見方がなされています。数年前、アメリカの上院外交委員会において、中国外交について世界的権威であるダットン教授が興味深い報告をしております。その趣旨は、つぎのようなものとして理解することができます。

一党独裁の中国政府が真におそれているのは、アメリカでも、ロシアでもない。中国の人民だ。中国に人民が民主化を求めて立ち上がったとき、独裁政権の下でさまざまな特権を享受し、この世の春を謳歌してきた共産党幹部らの命運はつきることになる。そのときの命綱が「尖閣諸島」だ。中国政府は、このようなとき、「尖閣」を理由に日本に対して軍事攻撃を加えることができる。日本を攻撃しても「領土奪還」という大義名分があるので「侵略戦争」の汚名を回避しうる。これによって、中国人民の民主化を求めるエネルギーは、対外的な攻撃のエネルギーに転化することになる。かくして、共産党の幹部らは政権の維持を図ることができる、と。

この分析は正しいとみることができます。これを「尖閣カード」ということができます。 このような分析において、尖閣問題の本質は、日中間の外交問題ではなく、中国の国内問 題だということになる。従ってこれを外交交渉で解決することはありえないということに なります。中国がもたらしたこのような軍事的危機の増幅は、空を舞う黄砂のように日本 列島を覆い、国民の安全保障への関心、そして憲法改正への関心を高めるに至ったのです。

つぎに、②の問題、安全保障の基本方針について、護憲派と改憲派はどのように考えているのか、という問題をみることにしましょう。

日本の安全保障については憲法制定以来、二つの考え方があります。その第一の考え方は、つぎのようです。

日本国は、世界のすべての国々と同様に、自衛のために戦力をもつことができる。これによって国家の独立と安全を確保しなければならない。また国土の防衛のため、価値観をひとしくする国々と安全保障条約を締結する必要がある。日本を「特殊な国」とみてはならない。世界のすべての国々と同様に「普通の国」である。

第二の考え方はつぎのようです。

日本国憲法は平和主義を定めている。この点において世界中の国々とまったく異なる立場にある。これまで人類は数千年の間、戦争をくり返してきたが、それは軍隊が存在していたからだ。軍隊がなければ戦争は起こらないはずだ。非武装中立こそが日本の歩むべき道だ。

改憲派のほとんどが第一の立場をとっています。護憲派の多くは第二の立場をとっています。結論からいえば、第一の考え方が正しいと思います。現在の世界の国々において、憲法に平和主義の規定をもつ国は決して少なくありません。それらの国々で、自衛のための戦力まで否定してしまう例はありません。憲法に平和主義の規定をもちながら、徴兵制度をとっている国もあります。日本国について、自衛のための戦力まで否定されるような「特殊な国」だとみることはできません。

非武装中立の論者は「戦争の原因は軍隊をもつことにある。中立を宣言すれば非武装でも平和を保ちうる」と主張します。このような考えは世界でも日本だけにしか通用しえない珍説です。スイス人がこれを聞けば、驚いて目をまわすにちがいありません。

「有力な国々と軍事同盟を結んでいても相応の軍事力が必要だ。いわんや同盟なくして 単独で自国の安全を保持しようとするならば、その数倍の軍事力が必要だ」。スイス人はこ のように考えます。これが世界の常識です。

中立を維持するためには、国際法上の義務を履行することが必要とされます。この義務を怠れば中立違反とされ、交戦国から攻撃を受けることになります。第二次大戦中、スイス空軍は、上空を通過するドイツやイギリスの軍用機に対して果敢に攻撃を加えました。中立を維持するために攻撃したのです。このように、中立を維持するためには相応の軍事力が必要です。

スイスは国民皆兵の国であり、全身ハリネズミのような武装国家です。日本においてスイスと同じ比率の兵員を備えようとすれば、自衛官の数を五百万人以上に増員する必要があります。

また、スイスはかつて核武装を企図したことがあります。そのさいの政府の報告書にお

いて、核兵器を導入するのは「中立を保つため」だと説明されています。日本の護憲論者は、非武装中立を維持することによって日本を「東洋のスイス」にすると主張してきましたが、事実認識において大きな誤りがあるようです。

「非武装中立」によって国の安全保障を確保しうるとする考えは、世界中でも日本だけにしか存在しない奇妙な見解です。護憲論者の多数がこのような考えをとっていますが、これは世界に例のない不思議な現象です。

櫻井 次に産経新聞論説委員の榊原さん、お願いいたします。

榊原 今日のテーマは、産経新聞社が昭和五十六(一九八一)年の年頭の社説で憲法改正の旗を初めて掲げてから、歴代政権、それから国民に対して、一貫して求めてきたこととまったく同じです。これは今でも変わっていません。産経新聞は憲法改正の一丁目一番地は、日本の国と国民の安全を確かなものとするための九条の改正、それから先ほど下村先生からご紹介がありましたが、非現実的な前文を改めるべきだということを訴えてきました。

産経新聞の社説は「主張」という名前で二面に掲載していますが、この昭和五十六年の年頭の「主張」は「憲法の欺瞞的運用は国民を堕落させる」という題で、一面に掲載しました。そこでは、九条を改正して自衛隊を認めよう、国民の国防意識を高めようということを訴えました。その二年前の一九七九年にソ連がアフガニスタンに侵攻して、当時は、ソビエトの軍事的脅威が強く意識されていたのです。そのあと、わずか十年ぐらいで、冷戦が終わるなどということは思っていませんから、非常に危機感があった時代でした。

それから三十五年経ちましたが、その間、冷戦終結後の状況を日本は誤解をして、すっかり油断をしてしまいました。ソビエトの軍事的圧力が大幅になくなった欧州諸国と同じような意識を持ってしまったということです。その結果、わが国は今、北朝鮮の核武装、そして、急速に台頭している中国の軍事的脅威にさらされているわけです。産経新聞は今年五月三日、憲法記念日の社説でいろいろ訴えましたが、その主見出しは「九条改正こそ平和への道だ」、袖見出しは「国民を守れない欺瞞を排そう」ということで、三十五年前とまったく同じ問題意識を訴えざるを得ないという残念な状況になっているわけです。

そこで今日は、憲法九条と前文の改正に乗り出さなければならないということを訴えたいと思います。理由は簡単で、今の憲法が制定されてから今日に至るまで、安全保障関連法制が制定された現在でも、九条と前文が日本の国の守りを損ない続けてきているからです。今の憲法は、日本の国と国民をしっかりと守り抜くという精神も規定もどこにも見当たらない憲法です。ですから、国際情勢の変化を踏まえて、改めなければならないということです。

その内容については、後ほどお話しできると思いますが、憲法改正の進め方に関連して 申し上げたいのは、昨年の安全保障関連法制の制定過程を思い出していただきたいという ことです。安倍政権と与党は、それこそ我慢を重ね、左翼的なメディアの総攻撃を受けて も、また多くの野党の攻撃を受けても、これに抗して安全保障関連法制を昨年九月に成立 させました。憲法解釈を変更して、限定的ながらも集団的自衛権の行使の容認にまで踏み切った安全保障の改革ですから、これは非常に画期的なことだったと思います。今年の三月にはこの法制が施行されて、新しく防衛大臣になった稲田朋美さんが、先日この新しい法律に基づいた訓練の開始を自衛隊に命じています。日本の安全がこの法制によって強化される方向に進んでいるということは間違いないと思います。

ところが、いい出来事であっても、物事には副作用がつきものです。安全保障関連法制の場合は、この安保法制ができたから、九条改正の議論はもう当面しなくてもいいじゃないかという声が与党の公明党からも自民党からも出てきています。私もこの耳で何人かの議員の先生から聞いています。これは非常に残念なことだと思います。

阪神淡路大震災や東日本大震災、熊本地震、一連の国際平和維持活動への参加などで、 自衛隊に対する国民の目は、昭和五十六年当時とは大きく変わりました。自衛隊への国民 の支持率は、内閣支持率をはるかに上回る時代になっています。中国や北朝鮮による問題 のある行動が日々報じられ、安保関連法ができた今でも、多くの国民が今のままで本当に 大丈夫だろうかと思っているのが、現実だと思います。

安全保障の充実、つまり九条の改正、前文の改正をしていく必要性をきちんと国民に説明していけば、これを実現していく国民的環境は整ってきつつあると思います。ところが、 先ほど申し上げたように、安保法制があるから、九条の話はいったんお休みでいいという 雰囲気が与党のほうにないわけではない。政府内にもないわけではないということです。

なぜ、九条や前文について取り組みを進めなければならないのかという点について、皆 さんには釈迦に説法かもしれませんが、後ほどいくつか申し上げたいと思います。その前 に、まず何よりも先に言いたいのは、安倍総理も常々国会答弁等で言っていますが、憲法 改正は普通の法律の制定、改正とは違うということです。国会だけでは決められない。国 民投票という大きなイベントを行って、過半数の賛成を得られなければ、成立させられな いということです。当たり前のことです。

九条の改正は、国民の理解がすぐに得られるかどうか、確かにリスクのある要因です。 その環境は以前に比べればずいぶん良くなってきていますが、抵抗する人たちもいますし、 大きな政治課題であることは、間違いないと思います。だからこそ、今から議論を始めて いかなければ、国民の多くの支持を得られません。国民投票によって、九条改正が賛成多 数で成立できるよう、今から国民に丁寧に説明をしていかなければならないと思っていま す。

安保関連法の制定過程を見ますと、最終的に安倍内閣と与党は我慢を重ねて踏ん張り、成立させることができました。その後、参議院選挙で、安保関連法を制定した安倍さん率いる与党は大勝しているわけです。それでも、この法制の制定過程は大騒ぎでした。戦争を抑止する平和のための法制であるのは明らかなのに、「戦争法」というまったく逆のレッテル貼りをして攻撃をする。「法制ができたら、徴兵制になる」といった虚偽の宣伝が横行する。憲法違反うんぬんという神学論争に、国会論戦やメディアの多くの報道が逆戻りし

たこともあったのです。

こうなった大きな原因の一つは、国会、とくに最初の衆議院における論戦で、政府・与党が北朝鮮の話はともかく、肝心の中国の軍事的脅威について語ることを控えたことにあったと、私は審議を見ていて思いました。「大きな隣国が反発するようなことは言わないでも、与党のほうが多いから安保法は粛々と通せるよ」と言う与党の幹部の方もいました。そういう段取りで進めてしまったがゆえに、熱心な反対陣営の皆さんの批判にさらされ、彼らお得意の非建設的な神学論争に巻き込まれてしまったのです。そのあとの参議院の審議では、ヒゲの隊長こと佐藤正久さんたちが中国の脅威について具体的に論じるようなこともありました。しかし、衆議院の段階でできた流れを覆すことは、むずかしかった。

安保関連法に反対した人たちがやっていることは、日本の平和を損なうという点で、中国や北朝鮮を喜ばせるものだったと思います。彼らは、九条を守れという人たちと重なっています。彼らは安保関連法制定の反対運動を通じて、憲法改正の国民投票が行われる際の予行演習を行ったというふうにも見て取れるわけです。どのようにして仲間に声をかけ、集まり、働きかけるか。左翼的なメディアであれば、どんな人をクローズアップしてテレビの前でしゃべらせるか、新聞の社会面に登場させるか。その方法を実践で学び、また人脈も構築していったわけです。民進党や共産党が組んでいる野党共闘もその一環です。

九条を改めて、日本の安全を確かなものとしようとする側は、どうだったか。これは安保関連法に賛成する側と重なるわけですが、基本的に国会内の論戦によって、制定をしていくという手法を取りました。支持者や有権者に訴えかけ、大きな国民運動を展開するという方策は取らなかったのです。そこで、憲法改正に当たって、九条まで考えると、安保法のやり方と同じでいいのかと言えば、これではとてもすまないというのが現実です。ただ、今から諦めて九条は難しいということで、議論を後回しにするのが一番問題です。今から九条の話を丁寧に国民に訴えていかなければ、国民投票まで持っていくことは非常に難しいということです。

自民党は、主要政党として初めて条文化した憲法改正案をつくり、自衛隊を国防軍にするとはっきりと謳った草案を持っています。これは当然のことだと思いますが、その方針を自民党の議員一人ひとりが支持者や有権者に効果的に訴えているかと言えば、残念ながらまだそこまでは行っていません。新しく当選した若手議員もたくさんいますし、これから自民党に求めたいのは、憲法改正について、党の所属議員がエキスパートになり、有権者に語りかけ、具体的な改正を訴えていくこと。党内でいろいろな議論をしていくこと。他党の議員とも議論を重ね、メディアにも積極的にアプローチして発信していくこと。こういうことが求められるのではないかと思います。その中で、九条の改正が大きな柱として、その位置を占めなければならないのではないか。これをやっていかないと、いつまで経っても掛け声だけで、九条改正にまで到達できないと思います。

櫻井 お三方から具体的な話がたくさん出てきました。私は、下村さんが一番やりたいのは前文と九条だと発言なさったことに、たいへん敬意を表します。ただ、今の政治の状況

を見ると、そこに行き着くのはなかなか難しいだろうと思います。だからこそ、共産党を除く各野党を含めて賛成している、緊急事態条項とか、合区の問題とか、子どもたちの教育費を無償にすることなど、いわば摩擦の少ない、誰でもが賛成してくれるようなテーマから始めるのが現実的ではないかというご提言は、その通りだろうと思います。

ただ、一方で長尾先生がおっしゃったように、憲法改正に反対している人たちは、反国際的で、反常識的で、実に変な人たちだということですが、これも事実だろうと思います。

戦後の日本がこのような状況の中に染まってきたということは、私たちみんなが意識していることです。その中で、産経新聞は、一九八一年の社説と今年の社説と同じような主張です。つまり、状況が全然変わっていないということですが、問うべきことは、憲法をなぜ今、改正しなければならないのかということです。

昭和二十年の時点で、アメリカに守ってもらう体制をつくられ、自力では何もできないという歪な国の形になったまま、それをずっと甘受してきた。それに、問題意識はあまり持たなくても済んできた。しかし、国際情勢が今、大きく変わっているわけです。今までのままでは、もう、やっていけないというところに私たちは立たせられていて、日本を守り切るにはどうしたらいいかということが問われているのです。守るというのは何も九条二項だけではありません。第三章、「国民の権利及び義務」のところに書かれているさまざまな日本人の生き方、価値観についても、おかしいことがたくさんあります。まず、憲法をこのままにしておいて、本当に日本を守り切れるのか。守り切れないことは明らかですから、自民党をはじめとする政党、政治家たちは、どういう心構えを持って、どのタイミングで憲法改正に取り組まなければならないのか。そのことについて、具体的にお話をしていただきたいと思います。

安倍総理の所信表明演説で、二つ、大事なことをおっしゃった。「TPPをやりましょう」ということと「憲法改正やりましょう」ということです。TPPは単なる経済の問題ではなく、中国に対する戦略なのです。どのような価値観で私たちの側、アメリカ、日本、そしてオーストラリア、東南アジアの民主主義と自由と人権と国際法を重んじる国々が、手を携えてよりよい世界をつくって行くか。それには、やっぱり共通の価値観、制度でやらなければいけません。具体的には、中国の政府に、「あなた方のやり方ではダメですよ」ということを突きつけるのが実効的だと思います。安倍総理がTPPと憲法改正に言及したことに、私は安堵しました。大きな国家戦略としての重要な項目は、決して疎かにしていないと思いました。

そのように、すごく好意的に前向きに解釈しつつも、今、自民党の中でどういう認識があるのか。本当に今のままで守り切れるのかということについて、榊原さんから具体的にお話しいただけると思いますが、その前に、下村さん、このへんの危機感は、どうでしょうか。

下村 危機感という点では、これから、いい意味でも悪い意味でも、トランプ効果があるかもしれません。アメリカのトランプ共和党大統領候補がもし大統領になったとしたら、

日米安保条約破棄という問題に発展することになりますね。昨日の大統領選の討論でも、「なぜ日本を守らなくちゃいけないのか」という発言をしているわけです。日米安保条約が破棄されたとき、どうなるのか。自分たちの国は自分たちで守るということは独立国家として当然のことですが、それが危機にさらされるというとき、今のような状況でいいのかという意味での覚醒にはなると思います。

先ほど榊原さんからお話がありましたが、自民党が憲法改正草案をつくったのは野党のときですから、自民党草案について、実は半分以上の議員はできたときにいません。ですから、自民党の国会議員であるにもかかわらず、よくわかっていない、読んでいないという部分があります。

これから改めて、キャンペーンも含め、四十七都道府県の自民党県連に、自民党草案を叩き台として議論をする場を設けるように党本部として要請をしていきます。それだけでなく、衆議院で言えば、二九五選挙区ごとに、憲法フォーラムのようなかたちで自民党草案を中心に議論をしていきます。

櫻井 下村さん、私は自民党の憲法改正草案を悪いとは思いませんが、ベストだとは思っていません。産経新聞から出た『国民の憲法』という、田久保忠衛さんが委員長になってつくったものが、実は自民党草案より優れている面もあります。両方を読み比べてみると、自民党草案にもいい面はたくさんありますが、産経新聞の『国民の憲法』にもすごくいい面があると思います。ぜひ、そうした内容も採り入れるということに。

下村 わかりましたと約束はできません。しかし、産経新聞だけでなく、読売新聞など、いろいろなところで日本国憲法草案をつくっているわけですから、比較検討しながら、よりよいものを目指すことはたいへん重要だと思います。われわれは、自民党草案をつくったから、もうこれでいいと思っているわけではなく、改善をしなければならない部分はあると思います。ただ、叩き台は叩き台ですから、これをきちっと議論しない分には、何かもっと課題があるのかとか、逆にこれは曲げられないという部分などが明確になってこないと思います。自民党の草案をまず勉強してもらうことは、党所属の国会議員としては必要なことだと思います。要は三分の二の賛成が得られるようなものを出していかなければならないということです。

直近のデータで、櫻井さんが代表されている「美しい日本の憲法をつくる国民の会」の 資料が手元にあります。七月十二日の朝日新聞、「憲法を変える必要がありますか」という 世論調査に対して、「必要がある」が四九%で、「必要はない」が四四%。朝日新聞ですか らちょっと違うかもしれませんが、他のメディアの世論調査でもだいたい似たような調査 結果です。ですから、まだ国民の圧倒的多数が憲法改正の必要があると思っている状況で はないということです。この状況から、いかに改正に向けてのムーブメントをつくってい くのか。まず、これが必要だと思います。

ただ、われわれにとって、もっと深刻に受け止めなければならないのは、「美しい日本の 憲法をつくる国民の会」が国会議員に対して、憲法改正のための署名キャンペーンを相当 熱心にされました。にもかかわらず、中身はともかくとして、憲法改正に賛成だとして署名をしている国会議員は衆参両院で、それぞれ三分の二に達していません。衆議院では三百三十三名で、三分の二まで十四名足りません。参議院は百八名、これは参議院選挙の前ですが、三分の二まで五十四名足りません。つまり、改正の中身について、項目的に聞いているわけではなく、ただ、憲法を改正することに対してすら「賛同する」と答えた議員の数が、三分の二に届かないわけです。ですから、まず、三分の二を確保できるようなことをしていかなければなりません。さらに、個々の項目だと、やはりいろいろな党の思惑がありますから、全部が全部賛成にはならないわけです。こうした部分にも力を入れていかなければならないと思います。そして、これからのやり方として、国民運動と連動していくことも考えられます。

憲法改正の発議ですが、衆議院と参議院の憲法審査会以外でも項目的には、衆議院で百人以上、参議院で五十人以上の賛成があれば、改正原案として本会議へ提出できます。ただ、提案できたとしても、実際は衆参各院の本会議で三分の二の数を超える賛成がなければ、国民投票までいかないわけです。

ですから、九条でも前文でもいい、あるいは緊急事態条項でもいい、環境権や地方自治などでもいいと思いますが、それぞれの項目ごとに、議連のようなかたちで国会議員が最低、衆議院で百人、参議院で五十人を集め、国民運動的なものと連動しながらキャンペーンをしていく。そうした動きがこれからムーブメントをつくっていくうえで、必要ではないか。憲法審査会の議論を待っているだけでは、心もとないと思う方々がやっぱり多いと思います。それをさらに加速させるための国民運動ということも、同時にぜひ考えていただきたいと思います。

櫻井 今、日本国が直面している事態を考えると、私などはもう一日もムダにできないのではないかと思うほどの切迫感を感じます。そして、安保法制のときにあんなに反対が盛り上がってしまった。盛り上げられてしまった。それには、朝日新聞を筆頭とするメディアの働きがあったという要素はありますが、榊原さんがおっしゃったように、政府の説明でも、中国の脅威について、衆議院では触れなかった。参議院になったときに言い始めましたが、なぜ、脅威の実態を国民に知らせることにそれほど逡巡するのかという疑問が、私にはあります。

今、中国が南シナ海で行っていることは、日本国民のほとんど全員が知っていると思います。ところが、東シナ海で起きていることはどうか。あのガス田、二年半ぐらいの間に、中間線のところに十二もの新しい海洋ステーションを造ってしまった。もしくは、尖閣の空で、東シナ海の空で、いったいどのような危機的な状況が起きているのか。こうした情報をいろいろな方々が伝えると、情報を漏らしたとして、犯人捜しを始めるというのが今の日本の実態です。あたかも、中国が日本に対して脅威を与えているという事実を国民に知らせないことは、いいことなのだと受け取れるような、情報の隠し方が行われています。これはとても不思議ですし、そのことがもし国民にきちんと伝えられていれば、危機に対

する感覚は、もっとシャープなものになっているのではないかと思います。

実は、ジャーナリストの細川珠生さんが主宰する、四十代そこそこの女性たち四十五人 の政治塾に招かれて、憲法について話しました。

「美しい日本の憲法をつくる国民の会」がつくったDVDをお見せして、憲法問題を話したのです。このDVDは、日本国憲法はアメリカの占領軍がつくったということをきちんと説明しています。そのあと、四十五人の方全員が感想を書いてくださったそうで、珠生さんから、その日の夕方に報告がありました。「櫻井さん、私、卒倒しそうでした」。「なんですか」と言ったら、なんと「全員が、日本国憲法はアメリカがつくって、日本国に与えたということを知らなかった」そうです。これは信じがたい話ですが、このようなことから始まって、日本周辺の危機のことを知らなければ、憲法改正が必要だなどと思う素地があるわけがないと思うのです。

こうした実情に対して、どんなことをしていったらいいのか、何をすべきなのか、そして、具体的に憲法改正はどこから手をつけるべきか、ということについて、お話を進めていきたいと思います。

下村 先ほどTPPの話を櫻井さんが言われました。これは政府が隠しているということではなくて、実際のところ対中対策なわけです。ところが、産経新聞以外のメディアは全然取り上げません。TPPについて、確かに重要農業五品目は農家をきちっと守るという意味での対策、国内外対策が必要なことは当然だと思います。しかし、基本的には八億人に消費対象者が増え、GDPで言えば、世界の四割を占めるところに市場が開かれるわけです。これは、日本の中小企業を含めたいろいろな産業にとって、大きなチャンスなのです。

なぜ、関税撤廃をしていくのか。それがまさに中国的な視点ではないということです。 太平洋沿岸における自由諸国の新たな貿易協定という意味で、これは日本にとってたいへ ん重要なことです。逆に言えば、オバマ大統領はTPPを進めようとしていますが、アメ リカの二人の大統領候補がなぜ、反対しているのか。これはアメリカにとって不利なこと だという認識があるからです。アメリカにとって不利なことは、日本にとって有利なこと です。農家をどう守るかということも同時に担保するという意味で、あるいは中国の影響 以外の自由圏をしっかりつくっていくという意味で、TPPは重要なものです。

このことも含めて、東シナ海のこともそうですが、先ほど、安保法制を説明するにあたって、衆議院では、中国の脅威を言わなかったという指摘がありました。参議院になってから言及することによって、国会における議論は加速度的に進んだということですが、これは躊躇していたのではなく、また、政府ということではなく、日本全体の中に、中国におもねるとは言わないにしても、やっぱりそういう空気が全般的にあるのではないかと思います。

ただ、安倍政権において、また自民党において、そんなことではこの国の命と国民の財産を守ることはできません。また、中国に対しても、北朝鮮に対しても、一国だけでは守

れないわけですから、同盟国アメリカを中心として、部分的な集団的自衛権を行使できるように、昨年九月に平和安保法制案を通したということです。その際、中国に遠慮してということはなく、それだけ腹を括ってやったということです。その点は、ご理解いただきたいと思います。これは政府だけの問題ではないと思います。この国の問題として提起したいと思います。

櫻井 長尾さん、いかがですか。

長尾 ただいま、安保法制について述べられました。これに関連して日本の憲法学説のかかえている問題について触れてみたいと思います。

安保法制を議論するさいに避けられない重要な問題があります。それは集団的自衛権の問題です。日本の憲法学説は、この点について、これを合憲とする見解と、違憲とする見解に二分されます。合憲説は、つぎのように主張します。

すべての独立国は固有の権利として自衛権をもっている。「固有の権利」というのは、放棄することのできない権利を意味する。この「自衛権」には、単独でこれを行使する場合の「個別的自衛権」と他国と共同してこれを行使する場合の「集団的自衛権」が含まれる。これは、国連憲章にも確認されている、国際法上確立された原則である。世界の国々において、このような自衛権の保有、そして行使を否定する国は存在しない。

違憲説はこのような世界の共通認識、国際社会の常識を否定します。そして日本国においては、憲法上、集団的自衛権の行使は許されないと主張します。これは世界に例をみることができない奇妙な見解です。

違憲説の主張は、国際法上の原則に反します。そして、世界の国々の常識にも反することになります。さらにいえば違憲説の主張は日本国憲法にも反することになります。日本国憲法は、国際協調主義を定めています。その趣旨は、国際的な問題については、国際法の原則に従うべきだということ、そして世界の国々の共通認識を重視すべきだということにあります。世界中で日本だけにしか通用しえないような偏奇な「理論」を勝手につくりあげて、これをふりかざしてはならないとしているのです。これが日本国憲法の国際協調主義です。違憲説の論者はこの憲法上の要請にも反することになります。さらにいえば、日本国憲法は国家主権を維持すべく要求しています。国家主権の維持は、国家の独立が前提になります。国家の独立が失われ、他国の支配の下におかれるならば、自由も平等も、民主主義も平和も失われます。憲法そのものも失われることになります。ここで留意すべきことは、護憲論者のほとんどがこの、集団的自衛権についての違憲説に立っていることです。

ここで一つの疑問が生じます。日常生活において常識的な憲法学者が、いかなる理由で 国家の問題になると世界に例をみることができないような奇妙な見解を声をそろえて主張 するのかということです。この問題を考えるためには、日本の憲法学説を一度概観する必 要があります。

戦後の憲法学説には、三つの流れを確認することができます。リベラル派憲法学、自由

主義憲法学、保守派の憲法学がそれです。リベラル派憲法学の流れは東京大学教授であった宮澤俊義の学説を基本的に継承するものです。自由主義憲法学の流れは、西欧の立憲主義の原則を基調とする立場にあります。そして、政治論と法律論の区別を重視して、政治的発言を控える傾向にあります。保守派の憲法学には、基本的に英米の自由主義思想によりながらも、日本という国の伝統を重視する傾向がみられます。これらの中で、戦後一貫して主流の立場にあるのがリベラル派憲法学です。その論者のほとんどが集団的自衛権の違憲を主張しています。その特質を理解するためには、その元祖である宮澤俊義の憲法論をみる必要があります。

リベラル派憲法学は、憲法制定の事情について、宮澤俊義の「八月革命説」によっています。宮澤氏は日本国憲法の制定の法理として、つぎのような説明をしています。

昭和二十年の八月に革命が勃発した。そして、ただちに国民が主権者になった。新憲法は、この国民が自発的にこれを制定した、とみるべきだ。

このような説明がまったくの虚妄であることは明らかです。終戦直後の八月に「革命」など起こっておらず、また、理論上そのように想定することにも無理があります。当時、日本国民は外国軍隊の支配の下にあり、「自発的」に憲法を制定することなどありえなかったのです。

占領中の検閲の厳しさには、想像を絶するものがありました。例えば、「わが国」という言葉も禁止されていました。また童話作品において、「てんとう虫くん、アリくん、かぶと虫くん」と書かれていたところ、「かぶと」という字は、武装を意味するものとして、その童話の発行が禁止されました。当然、政治的発言については、これとは比較にならないほどの厳格な規制がなされていました。

さらにいえば、宮澤氏自身、終戦直後から翌年の三月に至るまで、「八月革命」などとは まったく逆のことを述べています。明治憲法は民主主義を否定するものではない、明治憲 法の抜本的な変更は必要ない、とのべていたのです。宮澤氏は、昭和二十一年三月以降、 なぜこれまでの意見を翻して八月に革命があった、などといいだしたのでしょうか。

占領軍(GHQ)は、昭和二十一年早々に、公職追放に着手しました。結局、その対象者は二十万人に及ぶことになりました。GHQからみて、戦時中、軍部同調者など、要注意であるとみられた人々が、会社や役場、そして大学などから追放されたのです。

宮澤氏はこの点についてスネに傷をもつ身でした。第一に、宮澤氏は、軍部の力が次第に増してくると、それまでの自由主義的な言動を改め、ごりごりの神権天皇論を主張するようになりました。第二に、ナチスがワイマール憲法を破棄する形で独裁政権を樹立すると、宮澤氏は、いち早くこれを合法的な憲法の変更だとして弁護しました。第三に、真珠湾攻撃によって日米戦が開始されると、雑誌の座談会において、これを英米のアジア支配に対する反撃だとして、日本海軍のハワイ攻撃を絶賛しています。

このような言動からすれば、宮澤氏には公職追放のおそれが多分にあったように思われます。宮澤氏は、このような事情から、忠誠の対象を天皇からマッカーサーに移したので

はないかと思われます。宮澤氏のこの作戦は成功しました。多くの人々が職を失う中で、 宮澤氏は無事その職を確保しえたのです。宮澤氏は、戦時中は軍部に迎合し、戦後になる と占領軍に迎合しました。当時においても法学者の数は決して少ないわけではありません が、宮澤氏のような例をみることはできません。

戦後の宮澤憲法学の特質は、反国家、反天皇、反自衛隊にあります。これは占領軍の初期の対日政策を反映するものです。アメリカには、伝統的に二つの対日政策があります。ウイーク・ジャパン論(日本は弱いほうがよい)とストロング・ジャパン論(日本は強いほうがよい)がそれです。アメリカが日本をライバルとしてみるときには、前者の政策がとられます。アメリカが日本を、ロシア(ソ連)、中国などの大陸における強大な軍事国家に対する「防波堤」とみるときには、後者の政策がとられます。アメリカの対日政策は、この二つの政策の間を揺れ動いてきました。日露戦争の時には、ストロング・ジャパンの政策がとられましたが、二十世紀の前半においてはウイーク・ジャパンの政策がとられていました。憲法の制定の時には、ウイーク・ジャパンがとられていたのです。日本国憲法には、国防の規定がなく、元首の規定もありません。そして緊急事態の規定もありません。日本国憲法は国家の影の薄い憲法です。これは当時のアメリカにおける日本弱体化政策によるものです。宮澤憲法学における、反国家、反天皇、反自衛隊の傾向は、当時におけるアメリカの対日政策を反映するものです。問題は、このような宮澤憲法学の特質が今なお学説として継承されている点です。反国家、反天皇、反自衛隊の傾向は、リベラル派憲法学において、今なお広くみられる現象です。

宮澤憲法学にはもう一つの特質があります。宮澤氏はその論文において「法の解釈は政治的実践である」と述べています。これは、各人の主観的な政治的意見の表明と学問上の言明を同一視するものです。好き嫌いの感情表現と客観的な事実認識の区別を否定するものです。宮澤氏のこのような主張は、これを文字どおりにとれば、憲法学の学問としての性質が否定されることになります。あらゆる政治的な主張が、学説の名の下に語られることになります。あえていえば、「何でもあり」ということになります。宮澤氏におけるこのような解釈についての考え方は護憲論をとる憲法学者の多数に継承されています。集団的自衛権の否定という世界に例をみない見解にも、このような宮澤氏の所論の影響をみることができます。

憲法学説において、リベラル派憲法学が護憲論の中心になっています。そのリベラル派 憲法学は宮澤憲法学を基本的に継承するものです。宮澤憲法学がこれまで護ってきたのは、 憲法そのものではなく、この憲法を作成した占領軍の初期の政策です。すなわち反日的な 日本弱体化政策です。現在の護憲派憲法学においても、当人がそれを意識しているか否か は別として、そのような傾向があるように思われます。

櫻井 長尾さんがおっしゃったことは、日本国の憲法学者の体質をよく表していると思います。宮澤俊義さんは戦前、明治憲法を非常に高く評価していました。それから日本が敗戦を迎えて、どうやら憲法にも手を付けなければならないだろうという見通しの下で、外

務省での勉強会をたぶんしたと思います。その中心的人物の一人で、そのときも明治憲法 をちょっと手直しすれば十分だというお立場だったと思います。それがGHQに全否定さ れて、今の憲法ができると、一転して、現行憲法を絶賛するようになるわけです。

これは、江藤淳さんが『閉された言語空間』の中でも指摘していたことですが、GHQにとって、東大法学部憲法講座の大御所である宮澤さんのネームバリューを使うことは、日本統治にとって、非常に好都合だった。当時は今の東大よりもっと輝かしいばかりの東大だったわけです。宮澤さんは、その法学部の憲法講座のトップに立って、GHQの権威の下で、日本国の権威として、君臨できたわけですから、これは両者の思惑、利害が一致していたのです。宮澤さんのお弟子さんたちはみんなその説に従わなければ、論文を書いても発表の場がないという状況で、それが戦後ずっと続いたわけです。それこそが、今の憲法学者の少なからぬ数の人たちが、世界で通用しない珍説を唱えている理由だろうと思います。

そこのところを私たち国民が頭に入れて、なるほど、「長谷部恭男さんの言っていることは、かなりおかしいね」という反応ができるような、賢い国民にならなければ、自民党がどんな憲法草案を書いても、なかなか通らないということになるだろうと思います。

そこで榊原さん、先ほどの下村さん、それから長尾さんのお話を受けてのコメントをお願いします。

榊原 先ほどの安保法制の話と、これから起きるかもしれない日本の危機の関連の話ですが、今の安保法制は日本国憲法の下でつくられた法制です。ですから、自ずと限界があります。その限界の中で、最大限努力して、政府・与党がつくったというのがこの法律です。

一つ具体的な話を指摘したいと思います。これは、日本のこころの中山恭子さんが国会でも質問されていて、いい質問だと思いましたが、こういう話です。

安保法制の中で、自衛隊に邦人救出の任務ができるという法制をつくりました。これは 非常にいいことです。ただし、憲法の制約があるがゆえに大きな穴があります。簡単に言 えば、北朝鮮にいる拉致された日本人の居場所がわかって、自衛隊の軍事的能力で助けに 行けるという場合でも、憲法の制約下に置かれた法制ゆえに行けないのです。

海外での武力行使をしてはいけないというのが憲法九条の解釈ですから、そこから導き 出される答えは、自衛隊は北朝鮮の領域で、国家である北朝鮮と戦えないということです。 北朝鮮の領域に日本人が囚われている。場所もわかっている。米軍が「ここに行けば、助 けられるよ。自衛隊さん、行けば」と言われても行けないのです。

相手が国家や国家に準じる相手でなければ、自衛隊は救出ができるという法律にはなりました。たとえば、テロリスト集団や犯罪集団が日本人を人質に取っているとき、現地の国の政府が「自衛隊さん、やったらどうですか。いいですよ」ということであれば、自衛隊は救出に向かえるようになりました。これは大きな前進ですが、実は肝心なことができないのです。

北朝鮮に拉致された日本人の話だけではありません。今、中国は強大な国家になってい

ますが、あの国の歴史を見れば、いつ天下大乱、内乱になってもおかしくありません。今、 中国大陸には日本人がたくさんいます。たとえば、中国の中で軍閥同士が戦っているという状態にあって、上海にいる日本人が孤立してしまった。そのようなとき、助けに行けと言われても、自衛隊は行けません。米軍に頼もうと思っても、米軍はアメリカ人を救うので精一杯でしょう。朝鮮半島における有事でも同じことです。結局、こういう人命を救うことすら、今でもできないのです。これは憲法九条があるがゆえの哀しい現実です。こういう点をさらに改定していかなければならないと思います。

櫻井 安保法制で、まったく抜けているのが、グレーゾーン事態に対する対応です。尖閣諸島に中国軍が攻めてきたら、これは防衛出動で、すぐに自衛隊が軍としてきちんと対処できます。しかし、今、中国が取っている作戦は、軍ではない、海の警察、海警の船を出すことです。この船は、もともと軍艦ですが、それを払い下げてもらって、白くペンキを塗って白い船にします。そして、これは軍艦ではないということで、白い船を入れてきます。ホワイトシップ作戦と呼んでもいいのでしょうか。別に鉄砲を振り回しながら来るわけではなく、ばらばらと静粛にやってくる。これが上陸したりすると、もう自衛隊の出る幕がないわけです。このグレーゾーンというか、実際には、組織的に来ているのでしょうが、形としてはそうではない。そうした暴力的ではないやり方に対して、日本国は新しい安保法制でも対処できません。極端に言えば、傍観するしかないという実態があるわけです。もし、安保法制をやったから、もう憲法九条には触らなくてもいいという緩みがあるとしたら、安保法制は評価しつつも、大きな問題が同時に発生しているのだということを考えなければならないわけです。このへんについて、自民党のよくわかっている人々の問題意識、また、どうやって野党を巻き込んでいくかについて、私たちはどういう理解を持てばいいのでしょうか。

下村 イメージとして想定できることは、たとえば、漁民、実際は偽装漁民の船が難破したか、何らかのトラブルがあって、尖閣諸島に上陸をし、そこにそのまま滞在してしまう。 それに対して、中国軍が警備のために入ってくるというような場合、どうするのかということです。 それは不法入国であったり、不法侵入であったり、不法滞在であったりするわけですから、まずは、日本の海上保安庁が対処することになります。

事実、民主党政権のときもありました。自民党が同じような対処をすることはあり得ません。しかし、中国軍が中国の偽装漁民を守るといったときには、もう海上保安庁では対応できません。そのとき、自衛隊が出てくることは、当然あり得る話ですが、日米安保条約によるアメリカの協力も必要だと思います。そのへんの論理的な部分は、政府のほうで考えてはいます。ただ、櫻井さんがおっしゃったグレーゾーンの問題はやっぱり今後の課題として残ると思います。

実際、今日の国会でも、「グレーゾーンについてどう考えるか」という質問に対して、政府の答弁は、「それは当分考える必要はない。安保法制が整備されたことによって対処できる。今は検討する課題になっていない」ということでした。しかし、危機管理の中では、

いろいろ法律上の組み立てをしっかりすること自体が抑止力になりますから、党としても、 早めに着手していく必要があると思います。

榊原 今の尖閣におけるグレーゾーン事態は、いろいろなケースが考えられます。たとえば、こういうことがあり得ます。八月に、中国の大漁船団が尖閣周辺の海に来ました。各メディアが報道したと思いますが、うちの特派員は中国の港のほうまで行って、海上民兵が乗っているという事実を調べ上げ、一面トップで報道しました。中国の憲法上、海上民兵というのは軍人です。武装もある程度しています。こういう人たちが、あの漁船団の中にいたということがわかっています。あのときは漁期、つまり魚が獲れる季節になったので、やって来たという側面もあります。しかし、逆にそれを利用して、海上民兵を乗せた中国の船が押し寄せてきたということです。

中国の漁船は、いちおう民間の船ということになっていましたが、中国の国旗を掲げて、 われわれは中国の海上民兵、要するに軍だ、ということになれば、海上保安庁には取り締 まる権限がありません。極端に言えば、指をくわえて尖閣に上陸されるのを許すことにな るかもしれないのです。こういう問題が一つあります。

今度は逆に、先ほど下村先生がおっしゃった、偽装民兵という場合です。これは軍だとは言わないで上陸してくる。民間ということで上陸してくるときには、海上保安庁は取り締まることができます。ところが、実際にいろいろな武器を持っていたらどうするのか。自衛隊の応援がないとできない場合はあり得るということは、日本政府も考えているわけです。ただ、そのとき、自衛隊に与えられる権限は、警察としての権限だけで、軍隊としての権限ではありません。海上警備行動でやれということになっているのですが、これは警職法、警察官の武器使用と同じで、比例の原則です。相手の持っている武器と同じぐらいのもので捕まえなさいということです。

これに加えて、実際の運用のときには、治安出動も同時にかける。治安出動であれば、 暴徒の鎮圧などができますので、武器使用のハードルはもう少し高いものになります。それにしても、たとえば、軍隊が出てくれば、本来、国際法で禁じられているもの、国内法で禁じられているもの以外、合法的に使えるものは使って、相手を撃退させ、自国の被害をなるべく小さくして、事態を有利に導くというのが軍隊の本質です。しかし、グレーゾーン事態において、これが自衛隊には許されない恐れが非常に高いという問題があります。本当ならば、上陸した偽装民兵に、たとえば、ミサイルを外から撃ち込んで全滅させてもいいのですが、そういうことはたぶんできません。

では、どうするのか。日本が生身の人間を派遣したら、当然、向こうも反撃してきます。 自衛隊に死傷者が続出することもあるかもしれません。場合によっては、それもできずに、 取られっぱなしになる可能性もある。今は安倍政権ですから、日本の国防意識は高いと中 国も思っているでしょう。ですから、なかなか手出しできないという、向こうのハードル はあるのかもしれません。しかし、ここ二十年間ほどのナイーブな歴代総理の顔を見ると、 これから、中国の軍部が日本の領土を奪うという誘惑に駆られてもおかしくないような人 が、総理になる可能性もあるかもしれません。そうなったときに、今の法制で本当に大丈夫なのかという問題は、一つあると思います。

櫻井 とくに中国の海における軍事力だけでなく、すべての力の増強ぶりを見ると、並々ならぬものがあるわけです。南西諸島を守る日本の海保の船は、過去二年半から三年ぐらいの間に、大型船を六隻から十三隻にまで、七隻増やしました。しかし、東海大学の山田吉彦さんの情報によると、同じ時期に中国はおよそ四十隻増やしたというのです。しかも、その中の大きいものは、一万二〇〇〇トンクラスです。日本の海保に、一万トン以上の船はありません。持っているのは海上自衛隊だけです。その海上自衛隊にしても、五隻ほどしか持っていません。それほど、中国は凄まじい勢いで、白いペンキを塗った船を造っているわけです。

そのほかに、灰色をした人民解放軍の海軍がいるわけです。また、空においても、過去 三年ぐらいの間に、第四世代の戦闘機を日本の航空自衛隊が持っている三百機ほどの数を 増産してしまいました。そのうえ、この一年ぐらいの間に、さらに第四世代の戦闘機を八 十機も増やしています。凄まじい増やし方です。

このような軍事力の差が彼我の間で、どんどん拡大していき、しかも、アメリカがトランプさんの言うような方向に行くとしたら、これは本当に由々しき事態です。これを防ぐにはどうしたらいいか。もちろん憲法改正も必要ですが、その前に、やはり日本の国として、守りの意志の強さを今こそ、見せていかなければならないのだろうと思います。

だからこそ、憲法改正の議論も早くしなければいけない。そして、憲法改正をするときに、緊急事態条項も大事ですし、野党の賛成も得なければいけません。しかし、反対はすごく強くとも、「本丸の九条にずばりと切り込まないと、私たちの国は危ない」ということを積極的に言っていく必要があるだろうと思います。下村さん、このへんはどうでしょうか。

下村 それは、先ほど述べた憲法前文の「平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、 われらの安全と生存を保持しようと決意した」の部分です。当時の決意は決意としてあっ たかもしれません。しかし、そのときより、国際情勢、周辺諸国、とくに中国がより信頼 できる国になっているのかと言えば、まったく逆で、わが国の危機が増してきているわけ です。国民の命と安全に責任を持つことが国家として、政府として、第一の役割ですから、 それを果たすために、憲法改正が必要だということです。

それに併せて、やはり自衛隊の最新近代的な軍備の増強です。これも、安倍政権になって、予算、それから内容において、相当シフトを図ってきています。防衛省も東シナ海にシフトできるような態勢になってきた中で、海上保安庁と海上自衛隊などが連携しながら、危機管理の対応をしている部分があります。

そもそも、野党は戦争法案と言っていますが、安保法制案は戦争抑止法案としてつくりました。その法律の下で危機管理対応をしていく。それと同時に、どこの国もそうですが、それぞれの国が単独では国を守れない国際情勢の中で、わが国は部分的な集団的自衛権で

あっても、これを安保法制で昨年の九月に成立させたということは、まさに周辺諸国の危機管理に対して、法律上も担保するということだったわけです。

今後、アメリカの大統領選挙で、クリントン、トランプのどちらになるのか。まだ、単純に予測できませんが、極東アジアにおける安全・平和をわが国として、どう維持していくのか。日米安保を基軸にした総合的な戦略の中で、取り組んでいくことが今まで以上に求められていると思います。

櫻井 民進党の主張などを具体的に論破していくことも必要でしょう。 TPPは野田さんも反対、蓮舫さんも反対という姿勢を見せています。 その具体的な理由として、「お米を輸入するとき、輸入価格を高く設定しているのではないか。何か調整金のようなものがあるではないか」ということを言っていました。しかし、お米の輸入に対しては、TPPを実施しても、七七八%という高い関税を続けるわけです。

このことを国民に知らせれば、なるほど、アメリカのお米が少々入ってきたとしても、七七八%の関税が自動的に課せられるのだ、と納得できるはずです。これを一キロあたりにすると、およそ三四一円になります。今、日本の安いお米だと、一キロ二百円くらいです。ですから、アメリカから入ってくるお米がたとえ一円だったとしても、入ってきたとたんに三四一円かけますから、アメリカのお米の価格のほうが高くなるのです。日本とアメリカのお米の価格差はすごく縮まっているということを基本的な常識として、国民が知るようになれば、TPPについても、憲法改正についても、変な論に国民が惑わされないだろうと思います。このへんは、政治家がもっと積極的に言っていかなければなりません。と同時に、安倍さんは憲法改正の気持ちが強いとして、自民党全体が燃えているふうには全然伝わってきません。戦後初めて、三分の二を取った強いリーダーシップの下にいる自民党がなぜ、もっと燃えないのだろうかという疑問があります。

長尾先生、憲法学者のおかしさに国民が気づき始めていますが、憲法学者が宮澤系列から抜けて、きちんと世界の現実に目を向けるようになることは可能なのでしょうか。

長尾 憲法学説の動向についておたずねですが、近々のうちには大きな変化はないものと 思われます。宮澤憲法学の影響も当分続くように思われます。ただし憲法改正が実現され れば状況は大きく変化するだろうと思います。

7月の選挙の結果、改憲問題は新たな局面を迎えることになりました。これまでの改憲論は、各人がそれぞれの理想を述べる形で展開してきましたが、今では改憲が現実の問題となり、理想を述べるだけではすまなくなってきました。改憲問題は、「語る」ことから「行う」ことに変化したのです。今や、改憲条項の絞り込みが当面の課題となっています。現在における共通の関心事は、「改憲は、どこから手をつけるべきか」にあるのではないかと思われます。

これからの展開の見通しとしては、四つの可能性が考えられます。①全面的改正、②重要事項の改正、③可能な部分からの改正、④現状のまま、がそれです。

全面改正が理想ですが、現実にはきわめて困難です。あくまでこの方針に固執した場合

には、改正は当分の間不可能ということになるかと思います。重要部分の改正がもっとも有力な選択肢です。何が重要な部分かということについて意見の対立も予想されますが、九条二項が重要部分に当たるということについては異論がないことと思います。このような立場にあっても「自衛隊」に代わる名称について、あくまで「国防軍」という呼び方を重視する意見と、「自衛軍」でも可とする意見との対立が予想されます。また、九条二項の改正について、改憲勢力の内部において同意が得られない場合も予想されます。このような場合、例えば、環境権の導入でもよいとみるべきか、それともこのような場合には改憲そのものを断念すべきか、などとさまざまな問題が生じることと思われます。

私は、九条二項改正を最優先の事項とみなすべきだと考えております。ただどうしても 改憲論の中で多数を得ることができない場合には、例えば環境権の導入という方法もある かと思います。とりあえずぎりぎりのところで何らかの実績をつくることが必要です。そ れが最終目的への第一歩になることと思われるのです。

櫻井 韓国と北朝鮮のことを考えると、北朝鮮があのような核実験を何回もしていて、小型の核をつくった可能性は非常に強い。ミサイルも持っている。そのような状況に対して、韓国では、核武装をしようという意見が出ているわけです。これは世界から見ると、核拡散になるわけで、非常に許しがたいことです。しかし、韓国が自分の力で自分の国と国民を守ろうと思えば、そこに議論が行くのは当たり前の話です。そうした議論をする韓国の人たちは、少なくとも私たちよりは鋭い国防意識を持っていると思います。もちろん、私は韓国の核武装に絶対反対ですが、その意識というものは、見習わなければならないだろうと思います。

それから、アメリカがクリントンさんになったとしても、トランプさんを支持する何千万の人たちの意見を無視することはできないわけですから、今までのアメリカのように「世界の警察」として、「世界の秩序」の担い手として、安心、安全にアメリカが力を使うことはなかなか難しいと思います。

つまり、国際社会はまったく新しい局面に立たされているわけです。それは何かというと、世界秩序という大きな枠組みはあるでしょうが、その中で、基本的に自分の国の国民を守るのは、自分の国の政府の責任だというところに行き着きます。もちろん、価値観を同じくするところは、政府同士で協力をし合いますが、自分の国がどれだけ国民と国土を守ることができるかということが問われるとき、やはり、憲法改正は前文と九条二項に集中すべきだと思います。榊原さん、この点について、それから、最後に下村さんに、現実論を踏まえて、もう一回お話を伺えればと思います。

榊原 前文と九条の改正をしなければならない理由の一つを上げます。安全保障は相手がある話です。国際情勢も日々変わっています。それに国家は対応していかなければならないので、憲法レベルで政府の安全保障政策を縛りすぎると、非常に危険です。アメリカが変質し始めていることによって、日本が危険な状況に落ち込んでしまうかもしれない。そのとき、日本国憲法では対応できないという可能性が出てきているのだと思います。政府

の憲法解釈では、自衛権について、わが国を防衛するために必要最小限度の実力を行使で きるということで、自衛隊を持っているわけです。ところが、実際、今の自衛隊に許され た九条が許す権限だけでは、日本国はとうてい守れません。

日本のように、その動静が世界の情勢に大きな影響を与える比較的大きい国は、国を守るために三つの力が必要です。

一つは、核抑止力です。核兵器の力が日本の防衛に必要だということは、国家安全保障 戦略にも、民主党政権がつくった防衛大綱にも、そう読めることがちゃんと書いてありま す。ただし、それをアメリカの核抑止力で充てると書いてありますが、日本政府は戦後一 貫して、核の力が日本の防衛には必要だという立場を取っているということです。

それから、盾の力と矛の力という言い方がありますが、自衛隊は盾の力。自分の領域で自分を守るのが自衛隊だということで、自衛隊は矛の力を持ちません。矛の力は具体的には日米安保によって、ほとんどすべてを米軍に任せているわけです。核抑止も米軍に任せています。盾の力はかなりの部分が自衛隊で、一部を米軍がやってくれれば助かる、ということですから、アメリカが日本を守るという意識、しかも十分な態勢で守るという状況でなければ日本国は守れないというのが、日本国憲法とそれを補完する日米安保条約の構造です。アメリカの意思が変われば、日本が守れなくなる可能性がある。日本だけでなく、どの国も一国だけで国を守れないのは当然で、同盟国と力を出し合って守っていくわけです。そして、その幅は国際情勢によって伸び縮みするということなのです。

冷戦期のときのように、日本は盾の力だけで、矛の力も核抑止もアメリカにすべて任せるということで、本当に大丈夫なのか。非常に不安になってきたというのが、今、日本の置かれている状況です。

ですから、日本がさまざまな状況に対して、柔軟に対応できるようにするためには、憲法を改正して、普通の国の自衛権をもつ憲法にする必要があるのです。実際にどういう安全保障政策を採るかは、民主的に選ばれた国会と政府が決めていくというのが世界の常識で、ここに立ち返らなければ、日本が対応できなくなるという恐れがある。それは、日本が中国の属国になるかもしれない。非常に大きな軍事的被害を受けるかもしれない。第三の核が日本に落ちるかもしれない。そういう可能性が増しているという状況で、それをさせたくない、平和を保ちたいというなら、やはり九条と前文は一刻も早く改正しなければならないと思います。

櫻井 今の榊原さんのご指摘は大事だったと思います。先に行く前に、ここにメディアの 方がいますので、私の発言についてきちんと確認をしておきたいと思います。韓国の核武 装について、私は反対です。しかし、韓国が国民を守るために自分たちも核武装をしなけ ればならないのではないかという議論をするという、その積極的な取り組みや、自分たち の責任で国民を守ろうという気持ちだけは、見習うべきだ、ということですので、メディ アの方は、誤解しないように書いていただければと思います。

下村さん、今、日本が直面している状況は、百年に一度の変化だと思います。これを黙

ってやり過ごすことは、とうていできないことです。ここで、私たちがきちんとした対応をしないと、榊原さんがおっしゃったように、日本国は中国の属国になりかねない。彼らは私たちを属国にしたいと思っているでしょう。ですから、安倍内閣の下で、自民党を中心として、早く憲法改正をやっていただきたいと思います。そのときに焦点となるべきなのは、やっぱり九条二項であろうし、憲法前文であろうと思います。

ただ、そうは言っても、政治家として結果を出さなければならないわけですから、私たちの考えとまったく同じようにしてほしいと言うつもりはありません。しかし、日本国を思う心からすると非常に切ないものがあって、本当にわが国はこの深刻な危機に気づいているのか。また、それにどう対応すべきだと考えているのか。TPPも憲法もどうなのだというところが、私たちの心の叫びです。

下村 安全保障、それから環境問題を含めて、これから人類が目指すべき方向というのは、 二つの相矛盾することを同時にどうしていくかということだと思っています。

一つは調和。一つの方向に向かって、まとまっていく方向性です。もう一つは多様化、 ダイバーシティ。この二つをうまく整合性を合わせ、どう組み合わせていくのか。

ただ、政治の世界は、多様化というより、一国主義。まさにトランプが言っていることです。これから、アメリカは世界の警察にはならない。自分の国を大切にすればいいのであって、他国のことについてはもう考える必要はない。世界全体が余裕のなくなってきた中で、おそらく、そういう流れになってくると思います。ですから、トランプさんが大統領になるかどうかは別にして、トランプ現象として、今後、日米安保条約はこのままでいいのかという議論が間違いなく、アメリカで出てくると思います。日本もアメリカに「おんぶにだっこ」のようなかたちは、もう許されないし、そうであってはなりません。まさに、大きな黒船的な影響の中で、独立国家として、憲法改正とともに、安全保障をどうするかということを、われわれが考えなければならないということだと思います。そういう状況での危機意識を政治もしっかり持つ必要があると思います。

ですから、正論で言えば、冒頭にも申し上げましたが、私も前文と憲法九条第二項を改正することが、最もストレートなかたちの憲法改正だと思います。

ただ、客観情勢として、多くの国民が危機的な意識を共有している状況なのかと言えば、 まだ、平和の中のゆでガエル状態にあると思います。何か起きたときには気づくかもしれ ませんが、そういうことが起こらない中、現時点では、残念ながら三分の二の発議、それ から過半数の国民の賛同が得られる状況にはなっていないと思います。

しかし、われわれはそれを待っていて、七十年間も憲法改正できないまま今日に至っているわけです。今、とにかく、皆さんの力で衆議院、参議院において、改憲勢力が三分の二を超えたわけですから、これをチャンスとして、発議できるものについては積極的に国会の中でもまとめていきます。ただ、残念ながら自民党だけで憲法改正ができるわけではありません。野党の協力や公明党の協力も得なければ、三分の二の発議にはならないわけです。

その中で、緊急事態条項など、改憲の要件をクリアできるものについては、積極的に進めていって、まず、日本も憲法改正ができるのだという経験が大事です。これが、相当の意識改革につながってくると思います。そういうところから始めながら、本質論として、前文はどうなのか、九条二項はどうなのかということが、具体的な議論として上がってくると思います。つまり、一回、憲法改正すれば、それで済むという話ではありません。これから弛まぬ時代の激しい変化の中、その時代に応じて解釈するということではなく、憲法改正によって、法治国家としての日本独自の在り方を国民が同時に意識する。国会の中においても、自民党がその加速度をつけていく。自民党の新しい執行部で、改めて四十七都道府県の県連に対して、憲法改正のための議論を党員の中で広げ、拡大していくうねりをつくっていきたいと思います。

櫻井 ここからは質問をお受けします。まず、伊藤隆先生(東大名誉教授)にご意見があるようです。

伊藤 お話を聴いていて、とてもまどろっこしい。こんなことでは、やっていられないという強い疑念を抱きました。かつて、共産党に野坂参三という方がいました。野坂さんは憲法制定のとき、「軍隊を持たない国家などあり得ない」という発言をしました。本当にそうなのです。これは憲法の基本なのに、それが実現できていない。新憲法は、軍隊を持たない国家としてスタートしたのです。それでも安全だったのは、アメリカ軍がいたからです。そして、日本が一九五一年に独立したときも、安保条約を結んで、アメリカに国防を担ってもらった。その安保条約があっても、日本を守らないよというトランプ氏がかなりの影響力を持っている。これは非常に危ない状況です。

それに対して、憲法改正は非常に緊急の課題だと思います。よけいなことは要らない。 九条第二項だけを問題にすればいい。前文もそのままでいい。前文をいじると、また時間 がかかるから、二項だけ。どうするかというと、第三項をつくれということです。「前文の ような社会ができるまで、第九条第二項は効力を持たないものとする」と、基本的にはそ ういう考え方です。

これは誰が言っているかと言いますと、石橋湛山です。石橋湛山は憲法改正論者の先頭に立って闘った人物です。芦田均といっしょに全国を遊説して歩きました。彼の考え方そのままでいいのではないか。とにかく、緊急を要する事態です。危機は明日にも何か起こるかもしれないということです。

会場からの質問 アメリカの場合には、共和制の民主主義です。日本の場合は天皇制の民主主義です。国民主権ということをいわれていますが、国民に対する定義がなされていないのが現実だと思います。だから、二重国籍の人が国会議員になったりするのです。まず日本における天皇制の民主主義国家として、天皇を国家元首とするといった文章を入れていただきたい。それと、国籍問題。国民についての定義を入れるということと家族の戸籍の問題などをちゃんとしていただきたいと思いますが、どうでしょうか。

質問 下村さんにお聞きします。冒頭、先の選挙で三分の二の国民の賛同を得たというお

話がありました。ただ、あの選挙は憲法改正ではなく、国の経済、アベノミクスが大きな 争点だったと思います。

私は憲法改正に基本的に反対ではありません。日本は独立国家ですから、自分の憲法を持って当然だと思います。ただ、自民党の方は、秘密保護法案を通しました。ああいったように何でも国民に知らせずに、水面下でやるというやり方だけはやめてほしいと思います。憲法は国民投票で決まるということですが、今の国民は自分の生活をやっていくだけでも大変で、憲法の中身も知りません。十分説明し、十分討議を尽くしてやっていただきたいと思います。

櫻井 秘密情報保護法は、秘密でやったわけではありませんが、下村さん、どうぞお答えになってください。

下村 先ほど言ったのは、争点の問題ではありません。野党が三分の二を阻止することを 選挙スローガンに掲げましたが、実際は与党が三分の二を取ったわけです。ですから、憲 法改正議論は加速をさせていきたいと申し上げたということです。

昨日から始まった臨時国会において、安倍総理は今回初めて所信表明演説の中で、憲法 改正を議論していきましょうと明確に表明しました。ただ、憲法改正案は政府が出す法律 ではありません。国会発議が必要です。国会の中で積極的な議論をしてもらって、最終的 には国民による国民投票で決まるわけです。総理も、国会でぜひ盛り上げて議論してほし いということを所信表明演説の中で言われました。しかし、その国会の受け皿の第一党は 自民党ですから、自民党が積極的に憲法改正の発議について、党内議論も含めて進めてい きたいと思います。

元首の明確化をしてほしいという質問、意見がありました。これは自民党の憲法草案の中にあります。それから、家族規定も現行憲法にはありませんが、自民党の草案の中により明確に入れてあります。前文、第一章の天皇は日本国を代表する元首、自衛隊の憲法上の規定、あとは環境保全、自然との共生、家族保護、それから先ほどから話題になっていました緊急事態対処法等々を含めた、憲法改正草案のたたき台はつくってあります。自民党の草案より産経新聞のつくった憲法草案のほうがいいという話もありましたが、それも含めて、皆さんに力をいただいたわけですから、これから国会議員だけの議論ではなくて、自民党全体として、四十七都道府県で広く議論しながら大きなムーブメントとして、その流れをつくっていきたいと思います。皆さんのご協力もお願いいたします。

櫻井 最後に少しだけ思うところがあります。ご質問の中に、国民は自分の生活でたいへん忙しいために、いろいろなことを詳細に見たり、理解したりすることが難しいというご指摘がありました。確かにその通りだと思いますが、私たちは今、百年に一度の危機に直面して、受け身の姿勢を少し改めるべきだと思っています。何でも政府にお任せではなく、私たち国民が自分のできる範囲の中で、できるだけ情報を取ったり、ものを読んだり、人の言うことに耳を傾けたりして、考えることが大事だと思います。

日本人は政治的にあまり成熟していないという見方もあります。その通りだと思います。

自分の国の憲法がどういうプロセスでつくられたのか。そこに働いていた動機は何なのか。 そこで教えられたことは何なのか。その特徴は何なのか。そして今、私たちは大きな歴史 の潮流の変化の真っただ中に放り込まれている中で、日本人として、どのように生きてい くのかということを、基本的な知識として積極的に吸収する努力をしなければならないと 思います。民主主義というのは国民一人ひとりの決断が大事です。

イギリスの国民投票、そしてEU離脱の話が出ましたが、イギリスはEU離脱によって間違いなく貧しく、そして小さな国になります。影響力も落ちます。しかし、これは国民が決めたことなのです。キャメロンさんが偉かったのは、国民投票をやり直してくれと五百数十万人の人が、すぐに署名したにもかかわらず、「やり直しはしない」と言いました。なぜなら、民主主義においては国民の考えることが一番大事なのだ。決めることが一番大事なのだというルールを彼は守ったのです。

日本国も同じです。日本国はどういう国になるのか。それは国民の私たち一人ひとりがどういう問題意識を持っているのか、どういう国を目指すのか。そこのとこから始まります。今までは、すべて政府にお任せ、アメリカにお任せで、私たちは、ゆでガエルのようにのほほんと過ごしてきましたが、今はもうその時期ではありません。本当に緊急事態なのだということを認識して、みんなでこの危機をいっしょに乗り越えて、日本をもっと賢く強く、自信のある、誇りのある国にしていきたいと思います。どうぞいっしょに頑張っていただきたいと思います。

そして、皆さん方の子どもさんやお孫さんに今日の話をしてあげていただきたいと思います。なぜなら、私たちだけの理解では日本は変わりません。今日は、若い学生の人たちも何人かいらしていますが、若い人たちをどんどん動かしていかなければいけませんので、若い人々への働きかけを皆さん方のお一人お一人の足元からしていただければと思います。